

監事監査報告書

令和7年5月21日

学校法人京都成安学園

理事長 山田 崇 殿

評議員会議長 殿

学校法人京都成安学園

監事 三浦 常治



監事 藤野 一郎



私たちは、私立学校法（令和7年4月1日施行）附則第4条1項の規定に基づき、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び旧学校法人京都成安学園寄附行為（令和4年12月15日施行）第15条の規定により、学校法人京都成安学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会などの重要な会議に出席するほか、理事あるいは法人、大学、幼稚園の各部署の管理責任者又は担当者からの業務執行状況を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し会計監査人からの説明を受けるなどして連携し、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人京都成安学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。